

社会福祉施設等従事者のみなさま

「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業（第2弾）」のご案内 令和5年12月4日（月）から申請受付をスタート

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされた以降も、感染対策の徹底などが求められている介護・保育施設等の従事者に対して、**2万円相当のギフトカード**を配付する事業を実施します。

Q1. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の申請受付期間は？

A1. 令和5年12月4日（月）から令和6年1月19日（金）まで
※期間終了後の申請はお受けできません。受付期間の厳守をお願いします。

Q2. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の対象となる要件は？

A2. 次の要件を満たす従事者は申請可能です。

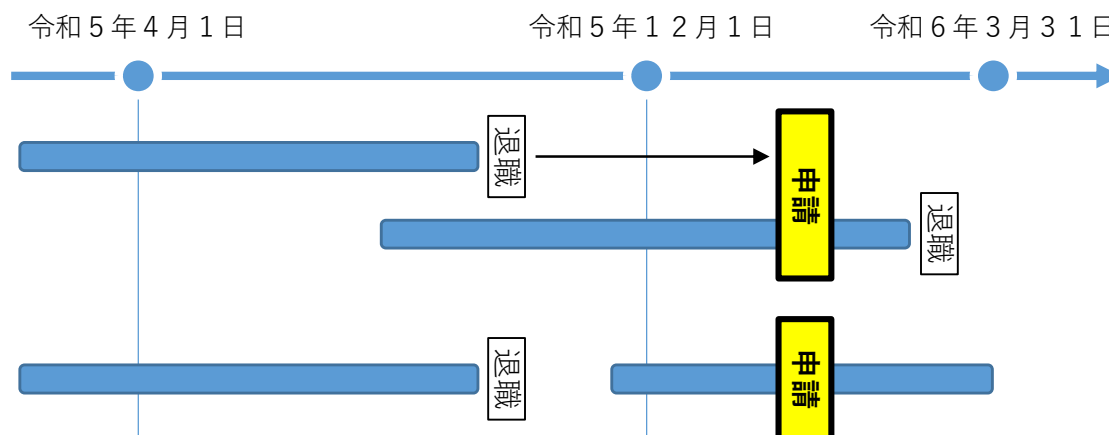
大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下「施設・事業所等」）において、令和5年4月1日から令和5年12月1日まで（以下「対象期間」）の間で10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた者（退職者、派遣及び委託によるものを含む）。

※公務員（常勤・非常勤）は対象外

■ 上記要件を満たしていれば、退職者でもギフトカード支給の対象となります（右図参照）

対象期間中に10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた者であれば、令和5年12月1日時点で退職している場合でも支給の対象となります。

対象期間中に10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた施設を退職し、令和5年12月1日時点で別の施設で勤務している場合も支給の対象となります。



Q 3. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）はいくらもらえるの？

A 3. 対象となる従事者1人当たり2万円相当のギフトカード（1,000円券×20枚）を支給します。

Q 4. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の申請手続きは？

A 4. 令和5年12月1日時点で所属している施設・事業所等でとりまとめていただき、大阪府へ申請してください。ただし、令和5年12月1日までに退職し、その後、他の施設・事業所等に所属していない場合は、以前勤務されていた施設・事業所等から申請していただくか、個人での申請をお願いします。

- ギフトカードの申請は、**電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。**
- 原則、施設・事業所等でとりまとめて申請いただきますが、退職者等については個人での申請も可能です。
- 施設・事業所等から申請される際は、ギフトカードを希望する従事者の一覧等の必要書類を作成し添付して下さい。個人で申請される場合は、施設等での勤務を証する書類等のご用意をお願いします。
- 申請受付後、順次審査を開始します。支給決定されると、大阪府の委託事業者から施設・事業所等または個人宛にギフトカードを支給いたします。 **※ギフトカードの支給をもって交付決定通知を行ったものとします**
- 施設から従事者へギフトカードを配付する際は、当該従事者から受領確認の署名等を受け5年間保存してください。
- 従事者へ配付する際に生じた経費は、施設・事業者等の負担となりますので、ご理解・ご協力のほどお願いします。

Q 5. 従事者支援事業第2弾（ギフトカード）の申請・支給スケジュールは？

A 5. スケジュールは次のとおりです。

- ・ 令和5年12月4日（月）・・・申請受付開始
申請受付後に順次審査を開始し、支給決定された方から順に支給する予定です。
ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 令和6年1月19日（金）・・・申請受付締切
- ・ 令和6年3月29日（金）・・・ギフトカードの支給終了

【お問合せ先】

大阪府社会福祉施設等従事者支援事業（第2弾）コールセンター
電話番号：06-7178-8891（平日9時から18時まで）
※12/2(土)、3(日)、9(土)、10(日)は開設していません

支給対象者や申請方法など、本事業の詳細については大阪府HPに掲載していますのでご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu2/zyuzisyashinnsei.html>

